

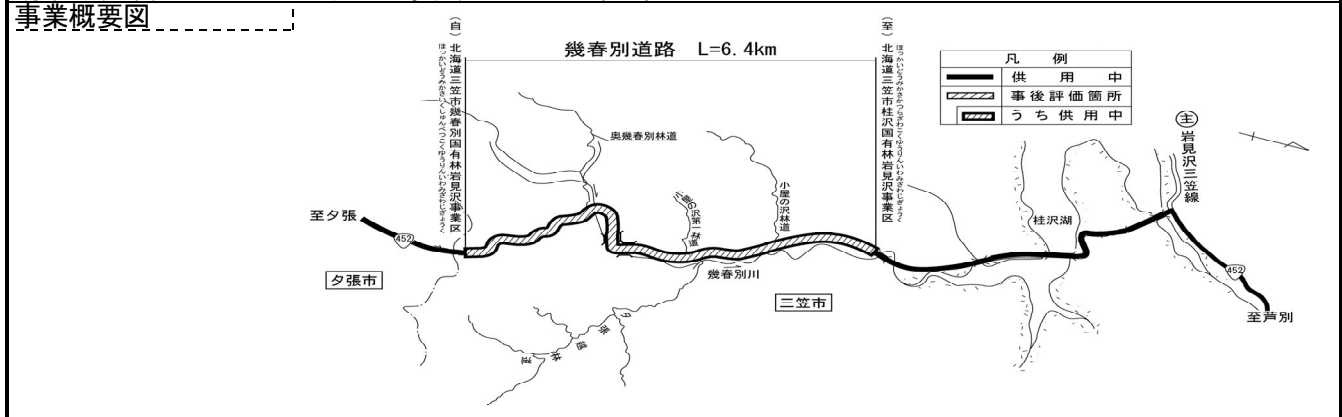
事後評価結果（平成16年度）

担当課：北海道開発局建設部道路計画課
担当課長名：西村 泰弘

事業名	一般国道452号 幾春別道路	事業区分	一般国道	事業主体	国土交通省 北海道開発局
起終点	自：北海道三笠市 幾春別 国有林岩見沢事業区 至：北海道三笠市 桂沢 国有林岩見沢事業区			延長	6.4km

事業概要
一般国道452号は、平成5年度に道道から昇格した夕張市と旭川市を結ぶ延長約110kmの幹線道路であり、道央圏と道北圏を連絡する重要な路線である。
このうち幾春別道路は、三笠市郊外に位置する延長6.4kmの一次改築事業である。

事業の目的・必要性
一般国道452号幾春別道路は、一次改築による安全性の向上並びに冬期間交通不能区間の解消、物流の効率化、観光アクセスの向上に寄与するものである。



事業の 効果等	事業期間	事業化年度：H5年度 都市計画決定：H一年度	用地着手：H7年度 工事着手：H5年度	供用年：(当初) H10 (暫定/完成) (実績) H11	変動	1.1倍	
	事業費	計画時 (名目値) / 7.7億円 (暫定/完成) (実質値) 7.6億円	実績 (名目値) / 12.2億円 (暫定/完成) (実質値) 12.0億円		変動	1.6倍	
	交通量 (当該路線)	計画時 (着手時の交通量)	447台/日	実績	567台/日	変動	+127%
	旅行速度向上 (整備前-整備後)	44.9km/h → 48.8km/h (整備前年次) H6年度 (整備後年次) H16年度	交通事故減少 (整備前-整備後)	47.0件/億台年 → 19.6件/億台年 (整備前年次) H5~6年度 (整備後年次) H12~15年度			
	費用対効果 分析結果 (事後)	B/C: 4.9	総費用: 19億円 (事業費: 16億円 維持管理費: 2億円)	総便益: 9.1億円 (走行時間短縮便益: 9.0億円 走行経費減少便益: 1億円 交通事故減少便益: 0億円)	基準年: H16年		
事業遅延によるコスト増	費用増加額	6億円	便益減少額	2億円			

事業遅延の理由
地すべり対策の検討に時間を要した。

客観的評価指標に対応する事後評価項目

- 現道等における交通不能区間が解消
 - ・ 当該事業の整備により、冬期交通不能区間が解消され、冬期間において夕張市から富良野市間が国道12号、38号迂回で204分、国道274号、237号迂回で177分を要していたが、128分に短縮された。
- 主要な観光地へのアクセス向上による効果
 - ・ 当該事業を含む国道452号沿線には、ダム等の景勝地を始めとした自然景観を楽しむ観光地となっており、近年では、炭坑関連遺構群を巡る新たな観光ルートが確立されつつある。
【滝の上公園入り込み数】(H14) 105.5千人 → (H15) 134.7千人
【夕張国際映画祭入り込み数】(H12) 25.0千人 → (H15) 27.5千人
他2項目について効果の発現が見られる

その他評価すべきと判断した項目
特になし

事業による環境変化
環境影響評価に対応する項目
環境影響評価、対象外事業である

その他評価すべきと判断した項目

- 利用者の満足度
 - ・ 利用者から整備に満足しているという評価を得ている。
【満足】47.6% 【普通】42.9% 【やや不満】9.5%

事業を巡る社会経済情勢等の変化

○人口・産業等の社会経済状況の変化

- ・三笠市人口については、事業化当時17,000人(H2国勢調査)→開通後13,600人(H12国勢調査)に減少している。夕張市人口については、事業化当時21,000人(H2国勢調査)→開通後14,800人(H12国勢調査)に減少している。
- ・三笠市の森林蓄積量は事業化当時(H4)2,515千m³→供用後(H14)3,049千m³に増加している。夕張市の森林蓄積量は事業化当時(H4)8,216千m³→供用後(H14)9,328千m³に増加している。
- ・三笠市及び夕張市の農業粗生産額は、事業化当時(H5)から低下傾向にありますが、近年は収益性の高いメロンの栽培が進められており、夕張市は全道1位の収穫量となっています。

今後の事後評価の必要性及び改善措置の必要性

幾春別道路の整備により、一次改築による安全性の向上や冬期交通不能区間の解消、観光アクセスの向上、物流の効率化など、道路整備による効果が発現している。よって、これから先、大きな社会情勢や交通量の変化がない限りにおいては、今後の事後評価の必要性は生じない。

しかし、今後においても地域の活性化や、交通状況等の把握に努め、適切な維持管理を推進し、その費用のコスト縮減に努め、一層の利用の促進を図る。

計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性

特に同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要はない。

特記事項

特になし

※ 総費用、総便益とその内訳は、各年次の価額を割引率を用いて基準年の価値に換算し累計したもの。